東部児童相談所開設後の運用状況及び開設による効果等について

1　東部児童相談所の概要及び設置経緯

	札幌市児童相談所	東部児童相談所
所管区	中央・北・東・南・西・手稲（6区）	白石・厚別・豊平・清田（4区）
管轄区域人口	1,295,972人	669,305人
一時保護所定員	50名	36名（原則個室）
職員数（現員）	134人	80人

※人口は令和7年3月1日現在ベース推計。職員数は令和8年10月1日現在の現員（正職員）

■ **設置に向けた背景・経緯**

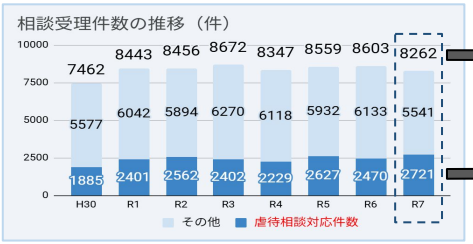
・札幌市児童相談所の発足後、現施設への移転（平成5年11月）から約30年が経過し、児童虐待相談・通告が増加。
・一時保護需要の高まりによる定員増の必要性に加え、職員の増員により事務室が狭あい化し、相談室も不足。
・広い市域を効率的にカバーするためのアクセス性向上の必要性。

令和7年4月に東部児童相談所の組織体制を整備し、同年9月に白石区へ移転開設。市内2所による運用を開始。

2　相談受理件数及び児童虐待相談対応件数の推移

令和元年以降、相談受理件数及び児童虐待相談対応件数は高止まりし、児童虐待相談対応件数は令和7年度は2,721件と過去最多となっている。

令和7年度　相談受理件数 8,262件　うち 児童虐待相談対応件数 2,721件（過去最多）



令和7年度の内訳（所別の割合）

相談受理件数 8,262件

札幌市児相 68.7%（約７割）　東部児相 31.3%

札幌市児相 5,673件 ／ 東部児相 2,589件

うち児童虐待相談対応件数 2,721件（32.9%）

札幌市児相 70.1%（約７割）　東部児相 29.9%

札幌市児相 1,907件 ／ 東部児相 814件

東部児童相談所の開設後も、札幌市児童相談所が相談受理件数・児童虐待相談対応件数の約７割を受け持っており、管轄区域人口も国の参酌基準（おおむね50万人以下）を大きく上回っている。

3　東部児童相談所開設後の運用実績及び効果等

（1）組織運営体制の改善（意思決定の迅速化）

従来（一所体制）

市内10区 ▶ 児童相談所 1所（所長1名）

《問題点》
所長1名によるエリアマネジメントの限界

・統括規模の過大
10区全域・年間8,000件超の案件を所長1名で把握・決裁することの構造的限界

・意思決定の遅滞
連日の会議開催や決裁待ちにより、緊急対応や方針決定のスピードが制約

・支援機能の圧迫
管理職が会議・決裁に拘束され、現場職員へのタイムリーな指導・助言が困難

開設後（二所体制）

6区 ▶ 札幌市児相　4区 ▶ 東部児相

意思決定が迅速化
・各児童相談所で管轄区内のケースの処遇が完結。

管理職から指導・助言を受ける機会が増加（エリアマネジメントの推進）
・定例会議は市全体で曜日を分けて開催。

〈定例会議の開催曜日：令和7年10月以降〉

	月	火	水	木	金
札幌市児相	●		●		●
東部児相		●		●	

※緊急対応担当部長・調査担当課長（道警派遣）・法務担当課長（弁護士）は両所で勤務。オンライン会議も活用し、専門的相談支援体制を確保。

意思決定が迅速となった一方、各所における職員規模がコンパクトになったため、緊急対応が同時に発生した際の応援体制や休日・夜間の当番体制を維持するための人員確保には課題（スケールメリットの減少）。

（2）緊急対応等に係る迅速性の向上

厚別区・清田区までの平均的な移動時間（公用車・片道1件あたり）　**およそ 1/2 に短縮**

従来　札幌市児相から　約 50分

開設後　東部児相から　約 25分

※いずれも各児童相談所から両区の中心地までの平均的な移動時間

移動時間短縮による主な効果

▹**安全確認の早期化**
虐待通告時の現場到着が早まり、児童の安全をより迅速に確認。

▹**初動の質的向上**
現着までの時間が短縮された分、現場でのアセスメントや一時保護の調整に時間を確保。

▹**機動的な関係機関連携**
警察との臨場や、学校・保育所への緊急訪問など、地域と連携した初動対応がスムーズに。

東部児童相談所開設後の運用状況及び開設による効果等について

3　東部児童相談所開設後の運用実績及び効果等（続き）

（3）関係機関との連携強化

■東部児童相談所の内覧・見学受け入れ

小学校校長会、自立支援協議会、民生委員・児童委員、こども食堂運営団体、大学等の多様な団体からの視察を受け入れ（約1,400人）。

■関係機関や地域社会との緊密な協働体制の構築

区役所や民間支援機関と合同で日常的にケースを協議する枠組みを構築したほか、管轄区域の限定により物理的距離が近くなった利点を生かし、区職員との同行訪問、学校との連携拡大、民生委員からの連絡に基づく迅速な現地対応など、地域社会と円滑につながる支援体制を強化している。

■福祉系大学との連携による次世代人材の育成・確保

所管地域に集中する社会福祉・心理系の大学と連携を強化。約60名の学生を一時保護所補助職員として受け入れているほか、社会福祉士等の資格取得に向けた現場実習を積極的に受け入れ、学生の児童相談所業務への関心を高め、将来的な人材確保に直結させている。

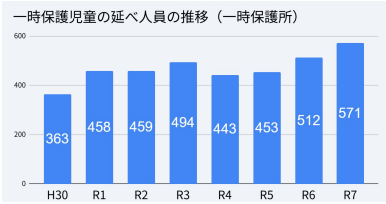


（4）一時保護所の定員増及び個室化・ユニット化による児童対応の改善

■ 一時保護所の定員増　【70名 ▶ 86名（+16名）】



・令和3年11月の仮設一時保護所開設による70名定員から、東部児童相談所一時保護所の開設により86名定員に増員。
・定員増及び二所による一時保護体制の実現により、子どもの特性やそれぞれの入所状況を踏まえた柔軟な受入れが可能となった。



※札幌市児童相談所を含む

■ 原則個室化・ユニット化による児童対応の改善

・東部児童相談所では、国通知に基づき、原則個室化及びユニット化（少人数の生活単位）を実現。

✓ プライバシーが確保され、家庭に近い環境で落ち着いて過ごせる
✓ 子どもの特性や相性を考慮した分離が可能
✓ 児童間の暴力やいじめなどのトラブル防止

＜個室＞



＜ユニット内のリビング＞



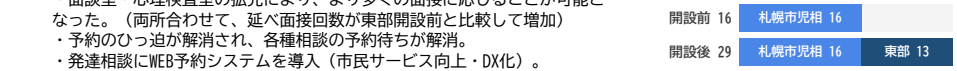
東部児童相談所では、「一時保護ガイドライン」(国通知)が重視する児童の安心・安全の確保とストレス軽減を図るため、個室化・ユニット化を取り入れた小規模で家庭的なケア環境を整備し、処遇の質を向上。

（5）東部児童相談所における面談室等の増加及び専用設備の活用による対応改善

■ 児童相談所における面談室の増加　【16部屋 ▶ 29部屋】

・面談室・心理検査室の拡充により、より多くの面接に応じることが可能となった。（両所合わせて、延べ面接回数が東部開設前と比較して増加）
・予約のひっ迫が解消され、各種相談の予約待ちが解消。
・発達相談にWEB予約システムを導入（市民サービス向上・DX化）。

＜面談室数（部屋）＞



■おやこ支援ルーム

・マジックミラー越しに保護者へ子どもとの関わり方を助言する親子相互交流療法（PCIT）等に使用。
・開設後44回使用（両児童相談所で活用）。

＜観察室＞



＜プレイルーム＞



■司法面接室

・虐待や性被害に遭った子どもからの聴き取りにあたり、警察や検察と連携し、心理的負担を軽減するための専用室
・開設後、警察等で9件使用。

＜司法面接室＞



＜モニター室＞



■屋内体育室

・一時保護中の子どもは外出等が制限されるため、体を動かせる場として整備。
・開設後、一時保護中の子どもが屋内運動場を毎日使用している。



4　今後に向けた課題と対応について

❶ 管轄区域の更なる適正化・組織体制の在り方に関する検討

【課題】東部児相は概ね国基準内の人口となったが、札幌市児相は約130万人管轄で相談・虐待件数も高止まり。また組織分割による人員減で、緊急事案重複時の応援体制に課題が生じている。

【対応】児童虐待相談対応件数の増加等も踏まえ、管轄区域の適正化を含めた児童相談体制の在り方について、今後策定する予定である次期札幌市児童相談体制強化プランの中で検討していく。

❷ 一時保護の増加・長期化への対応

【課題】児童虐待相談対応件数の増加に伴い一時保護児童数も増加を続けていることに加え、一時保護解除後の受け皿となる施設入所先や里親委託先が限られていることも相まって、一時保護期間が長期化する傾向にある。

【対応】一時保護の長期化防止には組織的な進捗管理の徹底が極めて重要であり、定期的なケース点検を通じて処遇判断の遅滞を防ぐとともに、受け皿となる里親委託先の増加に向けた検討を進める。

❸ 両所における支援水準の維持

【課題】児童相談所は、児童虐待対応のみならず、多様な相談に対応する専門的相談支援機関であるため、両所において専門性を維持しつつ、児童対応に差が生じないようにする必要がある。

【対応】引き続き合同研修や困難な事案の共有といった取組を継続するとともに、新設された専用設備も効果的に活用することによって、両所で高い支援水準を維持していく。

東部児童相談所の開設による効果・課題については、関係機関・子ども・市民へのアンケート結果や、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会による意見も踏まえ、引き続き検証していく。